

目 次

はしがき

初出一覧

第 1 章 日本の議論状況と本書の構成 I

第 1 節 日本の議論状況 I

第 1 款 序 I

第 1 項 本章の目的 I

第 2 項 叙述の順序 3

第 2 款 売主の引渡義務——契約に適合した目的物の引渡し 4

第 1 項 改正前民法の下での学説および判例 4

1 学 説 (4) 2 近時の判例 (5) 3 判例・学説の整理 (6)

第 2 項 改正法の下での「契約不適合」概念 7

1 「中間試案」で示された考え方 (7) 2 改正法 (8) 3 今後の課題 (8)

第 3 款 買主の権利 11

第 1 項 追完請求権 11

1 追完請求権の内容および追完方法の選択 (12) 2 追完請求権の制限 (12)

3 解釈論上の問題 (12)

第 2 項 代金減額請求権 29

1 代金減額請求権の明文化 (30) 2 代金減額請求権の法的性質および要件 (30)

3 買主の責めに帰すべき事由による契約不適合 (31) 4 代金減額の算定方法 (31)

5 代金減額の算定基準時 (32)

第 3 項 損害賠償請求権および解除権 33

1 損害賠償請求権 (34) 2 解除権 (39)

第 4 款 買主の権利行使の期間制限 42

第 5 款 目的物の滅失等についての危険の移転 44

第 1 項 新567条 1 項 44

1 「引渡し」の意義 (44) 2 「特定」の意義——契約に適合しない目的物の引渡し (45) 3 改正前民法401条 2 項との関係 (46)

第 2 項 新567条 2 項 47

第3項	売主の責めに帰すべき事由による滅失・損傷	48
第6款	契約不適合と錯誤	48
第7款	本節のまとめ	50
第1項	「契約不適合」の意義	50
第2項	買主の権利	51
1	追完請求権 (51)	2 代金減額請求権 (52)
3	損害賠償請求権および解除権 (53)	
第3項	買主の権利行使の期間制限	54
第4項	目的物の滅失等についての危険の移転	54
第5項	契約不適合と錯誤	54
第2節	本書の構成	55
第1款	検討課題	56
第1項	「契約不適合」の意義——判断基準および射程	56
第2項	追完制度	56
1	買主の追完請求権の法的性質 (57)	2 売主の追完利益の保障 (58)
第2款	検討方法	58

第2章 ドイツ売買法における瑕疵担保責任論の展開——60

第1節	はじめに	60
第1款	本章の目的	60
第2款	ドイツ売買法改正の背景	61
第1項	特定物ドグマとの決別	61
第2項	特定物売買と種類物売買との区別	61
第3項	物の「瑕疵」概念	62
第4項	損害賠償請求権の要件	62
第5項	「物の瑕疵」と「権利の瑕疵」の区別	63
第6項	時効期間	63
第3款	新たな瑕疵担保責任制度の概要	63
第1項	「物の瑕疵」と「権利の瑕疵」	64
第2項	物の「瑕疵」概念 (BGB434条)	64
第3項	売主の瑕疵なき物の給付義務と買主の権利	65
第4項	時効	65
第5項	消費動産売買に関する特則	65

第4款	本章における検討の対象と順序	66
第2節	ドイツ瑕疵担保法における物の「瑕疵」概念	66
第1款	緒論	66
第2款	物の瑕疵	67
第1項	BGB434条の構造	67
第2項	消費用動産売買指令	68
第3項	瑕疵担保と契約締結上の過失	69
第4項	主観的瑕疵	70
	1 「性状」の意義——BGB旧法下における議論 (70)	
	2 「性状」の意義——債務法改正後の議論 (73)	
	3 性状の「合意」(93)	
	4 契約上前提とした使用 (BGB 434条1項2文1号) (103)	
	5 小括 (108)	
第5項	客観的瑕疵	109
	1 緒論 (109)	
	2 BGH判決およびBGH決定 (109)	
	3 小括 (120)	
	4 公の表示 (BGB434条1項3文) (123)	
第3款	小括	128
第3節	追完	131
第1款	本節の目的	131
第2款	追完制度概観	132
第1項	履行請求権と追完請求権の関係	132
	1 履行請求権の追完請求権への転化とその基準時 (132)	
	2 追完請求権の法的性質 (133)	
第2項	追完の優位性	134
	1 「追完の優位性」原則と売主の利益 (134)	
	2 売主の追完権をめぐる議論 (135)	
	3 追完制度が目的とする当事者の利益——買主の追完請求権と売主の追完権 (136)	
第3項	追完請求権の要件	137
	1 買主の選択権 (BGB439条1項) (138)	
	2 追完方法の選択権の法的性質 (138)	
	3 修補方法についての選択権 (140)	
第4項	追完費用の負担	141
第3款	追完に関する個別論点の検討	142
第1項	代物給付による追完	142
	1 特定物売買における代物給付 (142)	
	2 種類物売買における代物給付 (146)	
第2項	追完の自己実施	150
	1 問題の所在 (150)	
	2 学説 (151)	
	3 BGH判決 (152)	
	4 本判決の意義 (153)	

第3項	追完の履行場所	153
1	問題の所在 (153)	2 学説 (154)
	3 BGH判決 (155)	4 2011年判決の意義と学説の批判的評価 (157)
	5 2019年5月23日欧州司法裁判所判決 (157)	
第4項	使用利益の返還	160
1	問題の所在 (160)	2 従来の議論 (161)
第5項	追完の範囲	165
1	問題の所在 (165)	2 取付け義務に関する判例および学説 (165)
	3 取外し義務に関する判例および学説 (166)	4 欧州司法裁判所判決 (168)
	5 2つのBGH判決 (169)	6 民法の一部改正 (170)
第6項	追完請求権の限界	171
1	追完の不能 (BGB275条1項) (172)	2 過大な費用を理由とする追完拒絶 (BGB439条3項) (172)
	3 消費用動産売買指令との抵触の問題 (174)	
第7項	追完期間の設定	177
1	相当な期間設定の要件 (177)	2 期間設定が不要となる場合 (180)
	3 消費用動産売買における期間「設定」の要件の指令適合性 (183)	
第4款	本節のまとめ	184
第1項	追完制度の基本的枠組み	184
1	BGB439条1項——追完請求権の要件および内容 (184)	2 BGB439条2項——売主の追完費用の負担 (186)
	3 BGB439条3項——追完請求権の制限 (187)	
	4 BGB439条4項——瑕疵ある物の返還/使用利益の返還 (187)	
第2項	ドイツ売買法における追完制度の特徴	188
1	解釈基準——立法者意思と指令適合解釈 (188)	2 追完請求権の法的性質 (188)
	3 追完の優位性 (191)	
第3項	次節の検討課題	192
第4節	競合問題	192
第1款	問題の所在	192
第2款	瑕疵担保と錯誤	193
第3款	瑕疵担保と契約締結上の過失	195
第4款	瑕疵担保と不法行為	196
第1項	絶対権侵害	196
第2項	侵食的瑕疵	197
1	BGH判決 (「フロート弁事件」) (197)	2 BGH判決 (「アクセルケーブル事件」) (199)
	3 学説 (200)	
第5款	本節のまとめ	202

第5節 本章のまとめ（日本法への示唆）と次章の検討課題 203

第1款 本章のまとめ（日本法への示唆） 203

第1項 物の瑕疵 203

1 瑕疵の判断基準（203） 2 「性状」概念の射程（204）

第2項 追完 204

第3項 競合問題 205

第2款 次章の検討課題 206

第3章 EU 売買法における契約不適合責任 207

第1節 ヨーロッパ共通売買法規則提案の分析 208

第1款 緒論 208

第1項 本節の目的 208

第2項 検討の順序 209

第2款 CESL における売主の義務と買主の救済手段 209

第1項 売主の義務 209

第2項 買主の救済手段 210

第3款 CESL における追完制度 211

第1項 買主の追完請求権 211

第2項 売主の追完権 211

1 事業者間の売買契約（B2B契約）（212） 2 事業者と消費者との間の契約（B2C契約）（214） 3 B2C契約における売主の追完権の否定——学説の整理（215）

第4款 他の準則との比較 216

第1項 国際物品売買条約（CISG） 217

1 買主の追完請求権（217） 2 売主の追完権（218）

第2項 ヨーロッパ契約法原則（PECL） 218

1 買主の追完請求権（218） 2 売主の追完権（219）

第3項 共通参照枠草案（DCFR） 219

1 買主の追完請求権（220） 2 売主の追完権（221）

第4項 ドイツ民法（BGB） 221

1 買主の追完請求権（221） 2 売主の追完権（222）

第5項 各準則の比較とCESLの特徴 223

1 買主の追完請求権（223） 2 売主の追完権（223）

第5款 若干の考察 224

第1項 追完方法に関する選択権——B2C契約における買主の選択権 224

第2項	売主の追完権——B2C契約における売主の追完権の否定	225
第6款	小 括	226
第2節	EU デジタル単一市場戦略における新たな展開——オンライン物品 売買契約に関する EU 指令案の分析と評価	228
第1款	本節の目的	228
第2款	オンライン売買指令案の概要	229
第1項	緒 論	229
第2項	適用範囲（1条）	230
第3項	定義（2条）	230
第4項	完全平準化指令（3条）	231
第5項	契約適合性の判断基準および判断基準時（4条から8条まで）	231
第6項	消費者の救済手段（9条から13条まで）	232
	1 追完請求権（10条および11条）（232） 2 代金減額権（12条）（233） 3 契 約解除権（13条）（233） 4 履行留保権（9条4項）（234） 5 消費者の権利の 制限（9条5項）（234）	
第7項	期間制限（14条）	234
第8項	商業保証（15条）	234
第9項	求償権（16条）	235
第10項	その他（17条から22条まで）	235
第3款	オンライン売買指令案の分析と評価	236
第1項	証明責任の転換および軽微な不適合を理由とする消費者の契約解除権	236
	1 証明責任の転換（236） 2 軽微な不適合を理由とする消費者の契約解除権（237）	
第2項	本指令案と欧州司法裁判所の判例法理	238
第4款	本節のまとめと次節における検討課題	239
第3節	EU デジタル単一市場戦略における新たな動向——オンライン売買 指令改正案の検討	240
第1款	本節の目的	240
第2款	改正案の目的および内容	241
第1項	目 的	241
第2項	内 容	242
	1 対象および適用範囲（1条）（242） 2 定義（2条）（242） 3 完全平準化 指令（3条）（243） 4 契約適合性の判断基準および判断基準時（4条から8条ま で）（243） 5 消費者の救済手段（9条から13条まで）（244） 6 期間制限（14 条）（246） 7 商業保証（15条）（246） 8 求償権（16条）（247） 9 その	

他 (17条から24条まで) (247)	
第3款 改正案の検討	248
第1項 OSD 提案の適用範囲の拡大と CSGD の廃止	248
1 OSD 提案公表時の欧州委員会の構想 (248)	2 改正案提出の背景 (249)
3 一貫した消費者売買ルールの必要性 (249)	4 改正案の評価 (250)
第2項 契約不適合給付に関する規定の検討	250
1 救済手段のヒエラルヒー (251)	2 法定保証期間 (252)
3 証明責任の転換の期間 (254)	4 消費者による欠陥の通知義務 (255)
第4款 小 括	257
第4節 EU 物品売買指令の成立	259
第1款 新指令の成立過程	259
第2款 新指令の規定内容	261
第1項 概 要	261
第2項 契約不適合責任に関する規律	262
第3款 小 括	267
第5節 次章の検討課題	268

第4章 ドイツ売買法における瑕疵責任の改正 ————— 269

第1節 本章の目的	269
第2節 2016年5月18日ドイツ連邦政府改正草案の紹介	270
第1款 緒 論	270
第2款 売買法改正の背景	271
第1項 追完の範囲をめぐる問題	271
第2項 判例の展開	271
1 EuGH 判決に至るまで (271)	2 EuGH 判決 (273)
3 EuGH 判決以降の展開 (273)	4 小括——BGB439条1項の分裂した解釈 (273)
第3款 売買総則	274
第1項 追完 (BGB-E439条)	275
1 BGB-E439条3項 (275)	2 規定の内容 (275)
第2項 売主の求償／求償権の時効 (BGB-E445a 条、445b 条)	279
1 規定の趣旨 (279)	2 規定の内容 (279)
第4款 消費用動産売買	283
第1項 消費用動産売買／適用規定 (BGB-E474条、475条)	283

1	BGB-E474条 (285)	2	BGB-E475条 (285)
第2項	その他	288	
1	BGB-E476条 (異なる合意) (288)	2	BGB-E477条 (証明責任の転換) (289)
3	BGB-E478条 (事業者の求償に関する特則) (290)	4	BGB-E479条 (損害担保に関する特則) (290)
第5款	小括	290	
第3節	ドイツ新売買法における買主の追完請求権	291	
第1款	緒論	291	
第2款	買主の追完請求権の範囲および売主の追完拒絶権	293	
第1項	BGB新439条3項	293	
1	「取付け (Anbringen)」への拡大 (295)	2	追完請求権の費用賠償への制限 (296)
第2項	新规定における解釈論上の問題	298	
1	「BGB新439条1項」に基づく拡大された追完請求権の可能性 (298)	2	BGB新475条4項——買主の費用賠償請求権の「相当額」への制限 (301)
第3款	小括	304	
第4節	次章の検討課題	305	

第5章 日本法への示唆 306

第1節	本章の目的	306	
第2節	「契約不適合」の意義	306	
第1款	「契約不適合」の判断基準	307	
第1項	緒論	307	
第2項	客観的・規範的要素の位置付け	308	
第3項	比較法	311	
1	ドイツ法 (311)	2	EU法 (313)
第4項	分析	313	
第5項	本書の立場	314	
第2款	「契約不適合」の射程	315	
第1項	緒論	315	
第2項	ドイツ法	317	
第3項	本書の立場	317	
第3節	改正民法における追完制度	319	

第1款	買主の追完請求権の法的性質	319
第1項	緒論	319
第2項	ドイツ法	320
	1 学説(320)	2 判例(320)
	3 2018年売買法改正(321)	4
	小括(321)	
第3項	日本法への示唆	322
	1 買主の追完請求権の法的性質(322)	2 個別論点の検討(322)
第2款	売主の追完利益保障の意義	328
第1項	緒論	328
第2項	ドイツ法	328
第3項	分析	329
	1 比較法(330)	2 本書の考え方(333)
第4項	個別論点の検討	336
	1 追完と他の制度との関係(336)	2 追完の自己実施(338)

第6章 総括と残された課題 339

第1節	総括	339
第1款	「契約不適合」の意義	339
第1項	「契約不適合」の判断基準	339
第2項	「契約不適合」の射程	340
第2款	追完制度	340
第1項	買主の追完請求権の法的性質	340
第2項	売主の追完利益保障の意義	342
第2節	残された課題	343

参考文献一覧